

富山市給排水施設修繕工事事業者の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置の漏水修繕工事及び排水設備修繕工事(以下「修繕工事」という。)について、お客さまに対して施工事業者に関する適切な情報提供を行うため、一定の要件を満たした修繕可能な事業者を富山市給排水施設修繕工事事業者(以下「修繕工事事業者」という。)として登録することに必要な事項を定めることを目的とする。

(修繕工事の範囲)

第2条 この要綱において対象とする修繕工事の範囲は、富山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が無償で施工する修繕以外の給水装置及び公共ます上流部の排水設備とする。

(登録要件)

第3条 給水装置の漏水修繕工事事業者の登録要件は次の各号に適合しているものとする。

- 1) 富山市指定給水装置工事事業者として指定を受けていること。
- 2) 富山市指定給水装置工事事業者は、登録申請日前 3 年間富山市上下水道局主催の給水装置工事に関する講習会を受講していること。
- 3) 登録申請日前 5 年間に富山市指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店指定審査委員会で給水装置工事において、処分を受けていないこと。

2 排水設備修繕工事事業者の登録要件は次の各号に適合しているものとする。

- 1) 富山市下水道排水設備指定工事店として指定を受けていること。
- 2) 富山市下水道排水設備指定工事店は、登録申請日前 3 年間富山市上下水道局主催の下水道排水設備等工事に関する講習会を受講していること。
- 3) 登録申請日前 5 年間に富山市指定給水装置工事事業者及び下水道下水道排水設備指定工事店指定審査委員会で排水設備工事において、処分を受けていないこと。

(登録申請)

第4条 修繕工事事業者の登録を受けようとする富山市指定給水装置工事事業者及び富山市下水道排水設備指定工事店は、次の書類を管理者に提出しなければならない。

- 1) 富山市給排水施設修繕工事事業者登録申請書(第1号様式)
- 2) 富山市指定給水装置工事事業者指定書の写し、または富山市下水道排水設備指定工事店指定書の写し

(登録審査)

第5条 管理者は指定工事事業者から第4条の規定による書類を受理したときは、4週間

以内に、第3条の登録要件による審査を行うものとする。

(登録)

- 第6条 管理者は、前条の規定による審査が完了し第3条の登録要件に適合している場合は、富山市給排水修繕工事事業者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。
- 2 管理者は、前項の登録を行ったときは、富山市修繕工事事業者登録書（第2号様式）を交付するものとする。

(名簿の閲覧と周知)

- 第7条 管理者は、第6条第1項による名簿を一般の閲覧に供するとともに、富山市上下水道局のホームページ等に掲載し、周知を図るものとする。

(修繕工事事業者の責務)

- 第8条 修繕工事事業者は、お客さまから修繕工事の依頼があった場合、誠実に対応しなければならない。
- 2 修繕工事事業者は、修繕工事を依頼したお客さまへ工事着手前に工事内容について十分な説明を行い、当該工事の概算額を提示しなければならない。

(報告及び資料の提出)

- 第9条 修繕工事事業者は、修繕工事に關し、工事の依頼者との間で発生したトラブルについては速やかに管理者に報告するものとする。
- 2 管理者は、必要に応じて修繕工事の方法や苦情対応等の内容について、修繕工事事業者に報告または資料の提出を求めることができる。

(登録事項の変更等)

- 第10条 修繕工事事業者は、登録申請等の記載事項を変更したときは、富山市給排水施設修繕工事事業者変更届出書（第3号様式）を遅滞なく管理者に提出しなければならない。
- 2 登録工事事業者等は、登録を辞退するときは、富山市給排水工事修繕事業者辞退届出書（第4号様式）を遅滞なく管理者に提出するものとする。
- 3 管理者は、前項の辞退届出書を受理したときは、遅滞なく富山市給排水工事修繕事業者登録取消し通知書（第5号様式）を交付するものとする。
- 4 管理者は、第1項又は第2項の届出書を受理した場合は、修繕工事事業者名簿の記載事項を変更するとともに、富山市上下水道局のホームページ等の記載内容を変更する。

(管理者による登録の取消し)

- 第11条 管理者は、修繕工事事業者が第8条又は第9条に反した行為、修繕工事事業者と

してふさわしくない事実が判明した場合、修繕工事事業者の登録を取り消すことができる。

- 2 前項の登録を取り消したときは、管理者は、遅滞なく富山市給排水工事修繕事業者登録取消し通知書（第5号様式）を交付するものとする。
- 3 管理者は、前項による登録を取り消したときは、前条第4項を準用する。

附則

（実施期日）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

富山市給排水施設修繕工事登録申請書

(あて先) 富山市上下水道事業管理者

(申請者) 事業所の所在地

事業所名

代表者名

電話番号

富山市指定給水装置工事事業者

指定番号

富山市排水設備指定工事店

指定番号

富山市給排水施設修繕工事事業者の登録を受けたいので、富山市給排水施設修繕工事事業者に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1. 富山市給排水施設修繕工事(漏水修繕等)事業者について

1) 漏水修繕等可能な行政地域

☐ 全地域 ☐ 対応可能な地域 ()

2) 漏水修繕等対応可能日・時間

☐ 年間を通じて全日

☐ 昼間 (時 から 時)

☐ 夜間 (時 から 時)

☐ 休日など ()

2. 富山市給排水施設修繕工事(排水設備等)事業者について

1) 排水設備等修繕可能な行政地域

☐ 全地域 ☐ 対応可能な地域 ()

2) 排水設備等修繕対応可能日・時間

☐ 年間を通じて全日

☐ 昼間 (時 から 時)

☐ 夜間 (時 から 時)

☐ 休日など ()

3. 申出者の概要 別紙

【申請者の概要】

事業所名			
事業所の所在地			
事業の種別・範囲			
全従業員数		人	
代表者氏名	氏名 フリガナ		
修繕工事を担当する事業所の名称及び所在地	名称		
	所在地		
連絡先	担当事務所の連絡先		
	緊急時の連絡先		
漏水修繕等工事指導監督する主任技術者の氏名及び免許番号（複数可）	氏名 フリガナ	免許番号	
排水設備等修繕工事指導監督する責任技術者の氏名及び免許番号（複数可）	氏名 フリガナ	免許番号	
修繕工事対応技能者の人数	人		

(第 2 号様式)

登録番号

富山市給排水施設修繕工事事業者登録書

事業所の所在地

事業所名

代表者名

様

富山市上下水道事業管理者

富山市給排水施設修繕工事事業者に関する要綱第 6 条の規定に基づき、給排水施設修繕工事事業者として登録します。

1. 登録年月日

平成 年 月 日

(第3号様式)

平成 年 月 日

富山市給排水施設修繕工事事業者登録事項変更申請書

(あて先) 富山市上下水道事業管理者

(申請者)

事業所の所在地

事業所名

代表者名

電話番号

富山市給排水施設修繕工事事業者の登録事項を変更したいので、富山市給排水施設修繕工事事業者に関する要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

1. 変更事項及び内容

2. 変更年月日

平成 年 月 日

第 4 号様式

平成 年 月 日

富山市給排水施設修繕工事事業者辞退届出書

(あて先) 富山市上下水道事業管理者

(申出者)

事業所の所在地

事業所名

代表者名

電話番号

富山市給排水施設修繕工事事業者の登録を辞退したいので、富山市給排水施設修繕工事事業者に関する要綱第 10 条の規定により、次のとおり届出します。

1. 登録番号

2. 辞退理由

3. 辞退年月日

平成 年 月 日

(第 5 号様式)

水　サ　第　　　号
平成　　年　　月　　日

富山市給排水施設修繕工事事業者登録取消し通知書

事業所の所在地

事業所名

代表者名

様

富山市上下水道事業管理者

富山市給排水施設修繕工事事業者に関する要綱第 10 条又は要綱第 11 条の規定に基づき、給排水施設修繕工事事業者の登録を取り消します。

1. 登録番号

2. 取消し理由

3. 取消し年月日

平成　　年　　月　　日